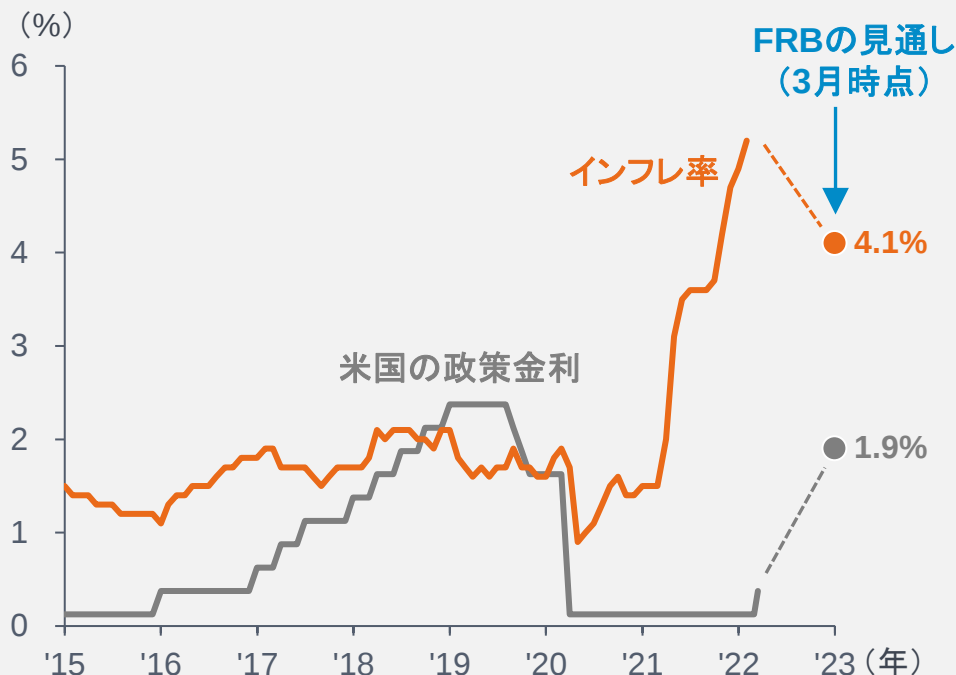




Q1. 「FRBは今年、7回も利上げする」とのことだが、米国景気は大丈夫か？

A1. 7回利上げしても、金融政策はまだ緩和的です。景気拡大は続くものと見られます。

米国の政策金利とインフレ率

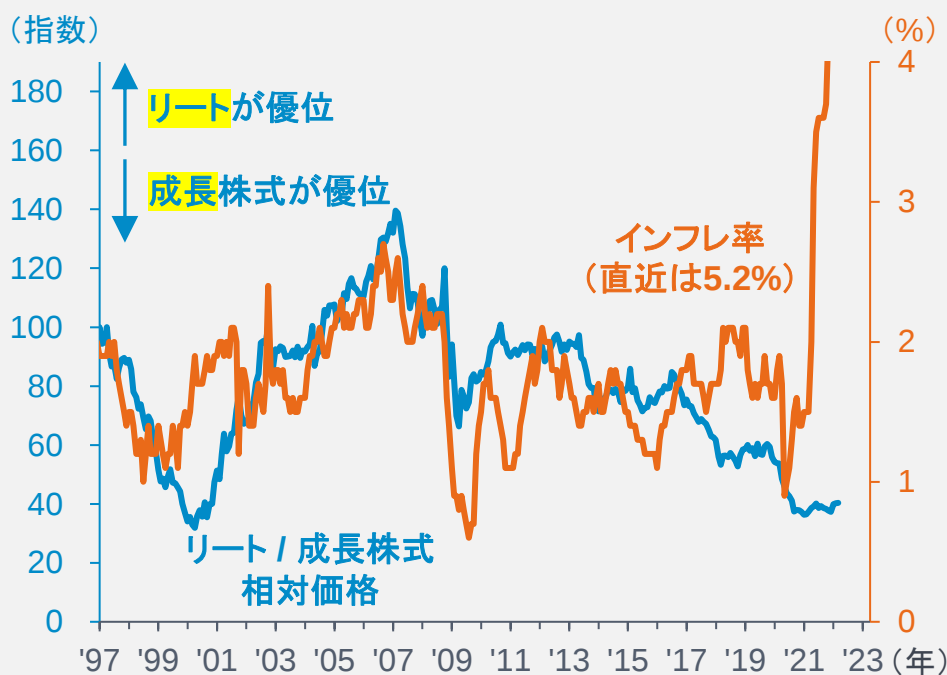


- 米連邦準備制度理事会(FRB)は、年内に「7回」の利上げを行い(3月分を含む)、政策金利の水準は今年末に「1.9%」に達するとの見通しを示しました。同じくFRBは、年末時点のインフレ率の見通しを「4.1%」としています。
- 金利水準は「1.9%」、インフレ率は「4.1%」ですから、示された利上げは貯蓄を促して実体経済を引き締めるには十分とは言えません。
- 金融政策は緩和的であり、景気の拡大は続くものと見られます。

Q2. 景気拡大が続くなら、資産運用は今までのままでよい？

A2. 金融政策が緩和的なため、インフレが続く恐れがあり、インフレ・ヘッジを検討したい局面です。例えば、実物資産であり、賃料収入も得られる米国リートへの分散投資が一案です。

米国のインフレ率と米国リートと米国成長株式の相対価格



- 【左図】:米国のインフレ率と、米国リートと米国成長株式の相対株価には連動性があり、景気の勢いが強い「インフレ期」には米国リートが優位になる傾向があります。
- 主な理由は、経済活動が活発になり、インフレ率が高まって、実物資産かつ、賃料の上昇が期待される米国リートへの資金流入が増加する傾向があるためです。また、成長株式は成長期待ゆえに割高な銘柄が多く、利上げで割高さが意識され、敬遠されがちです。
- インフレや利上げは転換期です。分散を進めましょう。

【出所: 上段】米連邦準備制度理事会(FRB)、米経済分析局(BEA)、Refinitiv、フィデリティ・インスティテュート。【注: 上段】データ期間: 2015年1月~2022年3月、月次。「インフレ率」は、個人消費支出・PCE物価指数(食品・エネルギーを除く)の前年同月比で、直近は2022年1月。「FRBの見通し」は、2022年3月の米連邦公開市場委員会(FOMC)で示された各委員の見通し(中央値)。

【出所: 下段】米経済分析局(BEA)、Refinitiv、フィデリティ・インスティテュート。【注: 下段】データ期間: 1997年1月~2022年2月、月次。「インフレ率」は、個人消費支出・PCE物価指数(食品・エネルギーを除く)の前年同月比で、直近は2022年1月(5.2%)。2つの指数の連動性を把握しやすくするために、右軸の上限を「4%」としている。「米国リートと米国成長株式の相対価格」および「リート / 成長株式 相対価格」: FTSE Nareit All Equity REITs IndexをFTSE Russell 3000 Growth Indexで割ったもの。価格リターン。1996年12月末=100として指数化。

あらゆる記述やチャートは、例示目的もしくは過去の実績であり、将来の傾向、数値等を保証もしくは示唆するものではありません。

【ご注意点】

- 当資料は、信頼できる情報をもとにフィデリティ投信が作成しておりますが、正確性・完全性について当社が責任を負うものではありません。
 - 当資料に記載の情報は、作成時点のものであり、市場の環境やその他の状況によって予告なく変更することがあります。また、いずれも将来の傾向、数値、運用結果等を保証もしくは示唆するものではありません。
 - 当資料に記載されている個別の銘柄・企業名については、あくまでも参考として申し述べたものであり、その銘柄又は企業の株式等の売買を推奨するものではありません。
 - 当資料にかかわる一切の権利は引用部分を除き当社に属し、いかなる目的であれ当資料の一部又は全部の無断での使用・複製は固くお断りします。
 - 投資信託のお申し込みに関しては、下記の点をご理解いただき、投資の判断はお客様自身の責任においてなさいますようお願い申し上げます。なお、当社は投資信託の販売について投資家の方の契約の相手方とはなりません。
 - 投資信託は、預金または保険契約でないため、預金保険および保険契約者保護機構の保護の対象にはなりません。
 - 販売会社が登録金融機関の場合、証券会社と異なり、投資者保護基金に加入しておりません。
 - 投資信託は、金融機関の預貯金と異なり、元本および利息の保証はありません。
 - 投資信託は、国内外の株式や公社債等の値動きのある証券を投資対象とし投資元本が保証されていないため、当該資産の市場における取引価格の変動や為替の変動等により投資一単位当たりの価値が変動します。従ってお客様のご投資された金額を下回ることもあります。又、投資信託は、個別の投資信託毎に投資対象資産の種類や投資制限、取引市場、投資対象国等が異なることから、リスクの内容や性質が異なりますので、ご投資に当たっては目論見書や契約締結前交付書面を良くご覧下さい。
 - 投資信託説明書（目論見書）については、販売会社またはフィデリティ投信までお問い合わせください。なお、販売会社につきましては以下のホームページ(<https://www.fidelity.co.jp/>)をご参照ください。
 - ご投資頂くお客様には以下の費用をご負担いただきます。
 - ・申込時に直接ご負担いただく費用：申込手数料 上限 4.40%（消費税等相当額抜き4.0%）
 - ・換金時に直接ご負担いただく費用：信託財産留保金 上限 0.3%
 - ・投資信託の保有期間中に間接的にご負担いただく費用：信託報酬 上限 年率2.123%（消費税等相当額抜き1.93%）
 - ・その他費用：上記以外に保有期間等に応じてご負担頂く費用があります。目論見書、契約締結前交付書面等でご確認ください。
- ※当該手数料・費用等の上限額および合計額については、お申込み金額や保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。ファンドに係る費用・税金の詳細については、各ファンドの投資信託説明書（目論見書）をご覧ください。

ご注意） 上記に記載しているリスクや費用項目につきましては、一般的な投資信託を想定しております。費用の料率につきましては、フィデリティ投信が運用するすべての公募投資信託のうち、徴収する夫々の費用における最高の料率を記載しておりますが、当資料作成以降において変更となる場合があります。投資信託に係るリスクや費用は、夫々の投資信託により異なりますので、ご投資をされる際には、事前に良く目論見書や契約締結前交付書面をご覧下さい。

フィデリティ投信株式会社

金融商品取引業者：関東財務局長（金商）第388号

加入協会：一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会

MK220318-4